

議会だより ふたば

第152号
令和7年9月

発行：双葉郡双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒979-1495
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
☎ (0240) 33-0309



公設民営施設 イオン双葉店 グランドオープン



主な内容

- 令和7年第2回定例会
 - ・このようなことが決まりました…………… P 2～3
 - ・一般質問…………… P 4～11
- 議会のうごき…………… P12



が決まりました

令和 7 年度一般会計補正予算

2 億 2,248 万 8 千円追加

総額 164 億 6,248 万 8 千円に

主な補正予算

- 民間賃貸住宅新築等促進事業補助金 …… 200,000,000 円
- 障害者自立支援システム改修業務委託料 …… 3,629,000 円
- 低所得者支援及び定額減税補足給付金給付業務委託料 …… 2,519,000 円
- 低所得者支援及び定額減税補足給付金 …… 4,500,000 円
- 県営復興基盤総合整備事業市町村負担金 …… 14,651,000 円

令和 6 年度繰越予算

事業名		繰越額
一 般 会 計	中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料	3,124 円
	双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料 (第一地区分)	3,407 円
	双葉駅東地区商業施設整備事業	200 円
	復興まちづくり支援事業 (双葉町住宅需要動向調査検討)	13,200,000 円
	子育て世帯臨時給付金事業	14,666,000 円
	上羽鳥地区基盤整備事業	30,000,000 円
	西郷内橋橋梁補修事業	51,660,000 円
	前田・長塚線改良事業	28,880,000 円
会 計 下 水 道 事 業	双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業	2,041 円
	双葉駅西側第二地区下水道施設整備事業	500 円

- **双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正**
介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う所要の改正。
- **双葉町都市公園条例の一部改正**
双葉運動公園の事業認可にあたり、公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を定めるため改正。

令和 7 年第 2 回議会定例会は、6 月 10 日及び 11 日の 2 日間の日程で開かれました。条例の一部改正・町道路線の廃止・認定、指定管理者の指定、令和 7 年度補正予算などが提出され、いずれも原案のとおり可決されました。内容は次のとおりです。

指定管理者の指定

- 公の施設 名称 双葉駅東地区商業施設
所在地 双葉町大字長塚字町西 36-1
双葉町大字長塚字町東 154
- 指定管理者 東京都北区王子三丁目 19-7
株式会社 サンアメニティ
- 指定管理期間 令和 7 年 6 月 23 日から
令和 9 年 3 月 31 日

契約の一部変更

- 工事名 双葉駅東地区商業施設建設工事 (その 1)
- 契約金額 変更前 380,600,000 円
変更後 389,664,000 円

条例の一部改正

- **双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正**
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う所要の改正。
- **特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正**
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙管理者等の報酬額を改正。
- **双葉町税条例の一部改正**
地方税法等の改正に伴う所要の改正。
- **双葉町税特別措置条例の一部改正**
減収補填制度を規定している総務省令の適用期間を延長する改正が行われたことに伴う改正。
- **双葉町国民健康保険税条例の一部改正**
令和 7 年度国民健康保険税の税率の改正。
- **双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正**
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の改正に伴う所要の改正。
- **双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正**
介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う所要の改正。

第2回 定例会

6月10日～11日

このようなこと

6月定例会の採決状況

件名	議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8
	議決結果	渡部昭洋	山根辰洋	小川貴永	伊藤哲雄	作本信一	菅野博紀	高秋文孝	岩本久人
双葉町駅西住宅内又は双葉町駅西住宅から徒歩圏内に遊具又は公園の早急な設置を求める陳情	不採択	●	○	●	●	●	●	●	—
「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	—
双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
双葉町税条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
双葉町税特別措置条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
双葉町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
双葉町都市公園条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
町道路線の廃止について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
町道路線の認定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
指定管理者の指定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
令和7年度双葉町一般会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—
「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	—

○：賛成 ●：反対 欠：欠席 退：退席

町道路線の廃止

福島県による細谷地区海岸災害復旧事業に伴い、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するもの

路線番号	路線名	起 点		総延長
		起 点	終 点	
346	陳場沢・関ノ入線	大字郡山字島44番1地先	から 大字郡山字久保谷地149番地先	1,411.4m

町道路線の認定

福島県による細谷地区海岸災害復旧事業に伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき認定するもの

路線番号	路線名	起 点		総延長
		起 点	終 点	
346	陳場沢・関ノ入線	大字郡山字島44番1地先	から 大字郡山字久保谷地149番1地先	1,388.1m

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の内容については、P11をご覧ください。

町政に切り込む!

一般質問

一般質問とは、議員が町の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をたずぬるものです。

ここでは 6 月定例会に行われた一般質問の中で、特に注目したい質問を取り上げます。



【伊藤 哲雄 議員】

1. ふるさと納税について
2. 下水道管渠の不明水対策について
3. 駅東地区の商業施設の駐車場について
4. 町道の安全対策について
5. 東京電力ホールディングスに対する要求について



【渡部 昭洋 議員】

1. 来町促進施設の必要性について
2. 役場支所の今後の方向性について



【高萩 文孝 議員】

1. 双葉町のワクチン接種事業について
2. 特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた進捗について
3. 中野地区の運動公園整備について
4. 双葉町内の住宅確保について



【菅野 博紀 議員】

1. 原子力損害賠償について
2. 借り上げ住宅について



【作本 信一 議員】

1. 自由民主党東日本大震災復興加速化本部の第 14 次提言骨子案について



【山根 辰洋 議員】

1. 町内のコミュニティづくりについて
2. 児童福祉施策について



【小川 貴永 議員】

1. 原子力損害賠償について





伊藤 哲雄 議員

●下水道管渠の不明水対策について
質問

降雨時、下水道のマンホールポンプより圧送される水の容量オーバーの為に、マンホール蓋より噴水状に水が流出している状況について、対策を伺う。

町長答弁

溢水の原因は、下水道が汚水と雨水を別々に排除する設計であるにもかかわらず、雨水や地下水が混在した不明水が、管渠の破損箇所等から下水道へ流入していることが原因であると考えている。流入箇所の特定に向け

て、カメラ等による管渠への流量や破損箇所の調査を進め、管渠の補修等を実施していく。当面の対策として

内水ハザードマップの周知や溢水時にカラーコーンを設置するなど、町民の皆さんへ危険箇所を注意喚起すること、安全安心の確保に努めていく。

再質問

中野地区復興産業拠点にある中継マンホールポンプが急激に水量が上昇した際に、一時的にもたなく管渠の圧力管となって噴水になっている状況だと考えている。雨水と汚水が合流した時に別の

ルートで水を流さないともたないのではないかと。マンホールポンプの性能の問題を解消するとすると、ポンプ場の施工工事費など大変な話なので、そのためにはバイパス的な裁量を考えるべきだと思いがいかがか。

建設課長説明

マンホールポンプの容量不足という構造的な問題ではなく、不明水が420立米ほど流入しているのを止める対策が大事であるので、不明水対策に力を入れるということを進めたいと考えている。

問

下水道マンホール蓋より降雨時に水が流出している状況の対策は

答

下水道管渠の破損箇所等からの不明水の流入箇所を特定し管渠の補修等を行っていく

<伊藤議員のその他の質問（概要）>

●ふるさと納税について

質問：どのような理由で寄附額が前年度より約5分の1まで減少に至ったのか、また今後ふるさと納税をどのように活用するのか伺う。

町長答弁：令和5年度に一個人から5,000万円の寄附を受けたことが原因であり、ふるさと納税だけを比較すれば、1年間で納税者数、納税額ともに約3倍に増えている。寄附者のご意向に沿った活用をしていく。

再質問：今後の税収の目標と、現在の返礼品、今後の返礼品について伺う。

町長答弁：返礼品は現在3品目であり、農業の取組が進んだ状況で返礼品を増やすという考えである。先進事例を学び取り組んでいきたい。

●駅東地区の商業施設の駐車場について

質問：駅東側に建設中の2つの商業施設の駐車場について、今後の施設等の利用見込み状況に見合った台数が確保できているのか伺う。

町長答弁：スーパーが入居する商業施設の東側に2箇所、計40台の公共駐車場の整備を進めている。旧体育館・公民館側の商業施設は暫定的に50台の砂利敷きの駐車場を付置する予定である。ふだん使用するものとしては適当な駐車台数を確保していると考えている。

再質問：イベント時も駐車場は十分であるのか伺う。

町長答弁：双葉駅の北側、南側の駐車場、役場の駐車場、町民グラウンドを臨時駐車場とすることで対応できると考えている。

●町道の安全対策について

質問：復興シンボル軸周辺の町道の安全対策について伺う。

町長答弁：県道井手長塚線と町道新山鴻草線の交差点では、一時停止の交通ルールを周知するとともに必要に応じて追加の対策を講じていく。

再質問：歩行者や自転車の安全対策は。

町長答弁：付け替えを予定している戒川の西側に歩道を設置する予定である。

●東京電力ホールディングスに対する要求について

質問：東京電力HDには、町内への企業立地や雇用拡充の取組を進めるよう求めるべきと思うが、町の考えは。

町長答弁：町内への企業立地と雇用拡充、居住促進、地域貢献について積極的に携わるよう今後も要求していく。

再質問：高万迫の社宅を利活用する考えはないのか伺う。

町長答弁：東京電力HD固有の財産については、こちらでは計り知れないところであるが、基本的には解体の方向で進んでいると伺っている。



動画でも視聴可能です。



渡部 昭洋 議員

●来町促進施設の必要性について

質問

町民以外の方が双葉町を訪れる目的は原子力災害伝承館の見学が中心であると思うが、今後更なる来町者を継続的に誘致するためには四季折々の草花がある公園等の双葉町独自の来町促進施設が必要と考えるが町長の考えを伺う。

町長答弁

町がにぎわいを取り戻し復興を着実に進めるには、町外からの来訪者を継続的に呼び込むことも

に地域での消費や交流につなげていくことは重要である。その取り組みの核となる施設の一つに中野地区に運動公園の整備を予定しており、15ヘクタールの敷地に子供向けの遊具やバーベキュー場、多目的広場などを整備し町民の健康づくりと来訪者のレクリエーションの両立を図る拠点としたアクティビティエリアを令和12年度の開園を目指している。また、県が整備を進めている復興祈念公園も令和7年度中の完成が予定されている。さらに、民間による受け入れ環境も整いつつあ

問

双葉町独自の来町促進施設の必要性について問う

答

中野地区に運動公園の整備を予定しており、令和12年度の開園を目指して準備を進めている

るため、相互に連携させることで町全体としての回遊性や滞在価値を高める相乗効果を期待している。関係機関との連携を深め、交流人口の拡大と地域経済の活性化に取り組んでいく。

再質問

アクティビティエリアの集客を目指すためにも運動公園やバーベキュー施設のみならず、SNS映えるような草花の植樹をしてはいかかがか。規模的には比べものにならないが「ひたち海浜公園」のようなネモフィラやコキアといった四季折々の

草花があれば、今双葉を離れて生活をしている町民も季節ごとに町を訪れるきっかけになるのではないか。

植え替え作業は大変だが、町民や民間企業のマンプワーの協力で素晴らしい公園にできると思うが町長の考えを伺う。

町長答弁

皆さんからもアイデアをいただき、訪れていただく方々、町民のみならずに喜んでいただける良い施設を作りたい。

<渡部議員のその他の質問 (概要)>

●役場支所の今後の方向性について

質問：4月の新聞報道に「双葉町役場支所の将来的な廃止と本庁舎への統合を検討する時期にきている」と大きく掲載されていたが、役場支所の今後の方向性について、現時点での町長の考えを伺う。

町長答弁：行政区長会での質問に「町の復興の進捗に伴い、最終的には役場庁舎に集約することから、時期などを断言する状況にないが、段階的に集約するなどの検討を進めたい」と答えたことが報道された。今後の方向性は町民のみなさんの意見を伺いながら検討したい。

再質問：このような記事が新聞で先行報道された事について伺う。

町長答弁：区長会や議会は基本フルオープンで開催しているので、先行的に報道されるのを防ぐのは厳しい。ただ真意がしっかりと伝わった報道をしていただくのが大切と考える。



動画でも視聴可能です。



高萩 文孝 議員

答

問

早くふるさとに帰還したいという町民の想いに寄り添っていただくよう国に強く要望する

特定帰還居住区域について一刻も早く同地域の除染を進める必要があると思うが町の考えを伺う



動画でも視聴可能です。

国や県、双葉郡水道企業団などと連携して

町長答弁

一刻も早く同地域の除染・解体を進め、町民の帰還を進める必要があると思うが、町としてどのようなように考えているか伺う。

避難指示解除区域が広がった場合の具体的

再質問

町民との約束である2020年代の帰還に向けて、早くふるさとに帰還したいという町民の想いに寄り添っていただくよう国に強く要望する。

質問

●特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた進捗について

避難指示解除に向けた取り組みを進めてきた。先行的に認定された三つの行政区については、令和7年度中の立入規制緩和区域の設定に向け調整を進めるとともに、令和8年度内の避難指示解除を目指しスピード感をもって取り組む。

町長答弁

日中の戸別巡回パトロールを拡大予定であり、夜間においては車両巡回によるパトロールを継続するとともに、パトカーによる巡回を双葉警察署に依頼を予定している。また残り85%の帰還困難区域についても全域の避難指示解除を国に求め続ける。

<高萩議員のその他の質問（概要）>

●双葉町のワクチン接種事業について

質問：ワクチン事業（带状疱疹、mRNAコロナ、HPV）の健康被害対応について伺う。

町長答弁：厚生労働省から町に報告がない為、町民の情報を把握出来ていない。

再質問：ワクチンの正しい知識を深める為に有識者を招いての勉強会を開催してはいかがか。

町長答弁：勉強会の開催については、しっかりと検討させていただく。

再々質問：子供達の未来を守る為にも町民、職員、議員も含めて町全体で学びあってはいかがか。

町長答弁：勉強不足を自覚している。ワクチンやウイルスについてしっかりと取り組みたい。

●中野地区の運動公園整備について

質問：早期の完成・開園を目指すとの報道であったが、具体的な整備方針・スケジュールを伺う。

町長答弁：令和9年度の工事着手、完成は令和12年度を予定している。産業交流センターや東日本大震災・原子力災害伝承館・復興祈念公園など周辺施設との連携や回遊性を考慮した整備を進める。

再質問：海を活かした釣りの出来る公園の整備も可能か町長の考えを伺う。

町長答弁：建設予定地東側は中間貯蔵施設エリアも多く含むことから海の利用は国と協議していく。

●双葉町内の住宅確保について

質問：学校開校に向けて住宅確保が不可欠と考えるが、今後の対応を伺う。

町長答弁：住宅建設に踏み切りやすい環境を整えることを目的とした新たな補助制度を創設するための補正予算を計上した。今後も需要の変化を見極めながら住環境の充実を図っていく。

再質問：5年間に割り振った補正予算でしたが、臨機応変に対応するのは可能か。

町長答弁：柔軟に対応し、成果が表れるように取り組みたい。



菅野 博紀 議員

●借り上げ住宅について

質 問

借り上げ住宅については、令和 8 年 3 月で提供終了とのことであるが、現在の双葉町は震災前と比べて、病院や学校などもなく、生活が困難な状況にあると考えている。

また、原子力発電所の収束作業も終わっていない状況で、借り上げ住宅について、国、福島県、東京電力ホールディングスに対してのどのような対応を望むのか伺う。

町長答弁

借り上げ住宅については現在、事業の実施主体である県及び住宅の供与主体で

問

答

借り上げ住宅に入居する本当に困っている人たちを救うために財源確保をして対応すべきではないか

福島県や関係機関と連携し住居確保に係る相談や生活支援について取り組んでいく

ある避難先都道府県等を中心に、対象者の方への制度周知、制度終了後のお住まい等の意向調査や相談に応じているところである。

双葉町においては、生活環境の整備は目に見える形で進んできており、帰還をお考えの方には住宅を新築、取得、修繕された場合の経費を補助するほか、民間賃貸住宅の建設を促進するための補助制度の予算を今議会に計上したところであり、今後も福島県や関係機関と連携し住居確保に係る相談や生活支援について取り組んでいく。

再質問

借り上げ住宅もいろいろな事情があつて入っているので、今の生活を守つてあ

げるような施策が欲しいと考えている。来年の 3 月まで、とりあえず 1 年延ばして何か施策を考えないと、多くの方が困るのではと思う。

えきにし住宅以外の町営住宅など考えると財源確保の問題があるので、東京電力ホールディングスが保管する固体廃棄物貯蔵庫や、放出する ALPS 処理水に対して課税をしてはどうか。

町長答弁

東京電力では双葉町側にある固体廃棄物貯蔵庫、これは事前了解で双葉町では許可をしている。特殊な建物であり固定資産税を東京電力から払ってもらっている。今後双葉町側の敷地に、積極的にというわけではな

再々質問

いが双葉町側はまだ少し余裕があるということなので、そういったものを造ってもらふことで財源を確保していく。

いろんな人がいて困っている人もいるのでそういった人を助けたいと考えた時に、借り上げ住宅について、本当に困っている高齢者等のためにもう一度財源確保について考えていただけないか伺う。

町長答弁

復興加速化交付金の確保や中間貯蔵影響緩和交付金の使途について国と交渉し、しっかりと財源を確保していく考えである。

<菅野議員のその他の質問 (概要)>

●原子力損害賠償について

質 問：町民と原子力損害賠償紛争委員会との意見交換会の開催についてどのような返答が来ているか伺う。

町長答弁：以前「各自治体の要望を踏まえ工夫させていただきたい」との返答があつたが、具体的な日程が示されていないことから、開催に向けてあらゆる機会を捉えて要望を続けていく。

再 質 問：都会の人たちが町民の現状を本当に理解していると思えないので、町民との意見交換会は必要であると考えるが、町長の考えを伺う。

町長答弁：まず住民の皆さんの不公平感のないような取組ということで、最低でも令和 4 年 8 月 30 日までは日常生活阻害慰謝料を求めていく考えである。

再々質問：賠償問題は一大事業であり、町も諦めてないということで間違いないか伺う。

町長答弁：賠償期間の問題は、最低レベルであり諦めないという考えである。



動画でも視聴可能です。



議員 信一 作本

●自由民主党東日本復興
加速化本部の第14次提
言骨子案について

質 問

東京電力福島第一原子力
発電所の事故に伴う帰還困
難区域での活動の全面自由
化を検討するよう、自由民
主党東日本大震災復興加速
化本部は、第14次提言骨子
案に盛り込み政府に促すた
めの調整に入っていると新
聞報道されたが、これにつ
いて町長の考えを伺う。

町長答弁

石破総理や関係大臣に対
し第14次提言の申し入れを
行い、帰還困難区域の規制
緩和や地域の実情に応じた
放射線防護対策などの提言

がなされた。

今後、国の基本方針に反
映されると思われるが、現
時点で国からの説明はな
く、今後の動向を注視し情
報収集に努める。町として
は帰還困難区域全域の避難
指示解除を求める姿勢に変
わりはなく、福島県や帰還
困難区域を抱える各町村と
も連携し、帰還困難区域全
域の一日も早い避難指示解
除に責任を持って取り組む
よう、国に求めていく。

再質問

帰還困難区域での活動が
自由化されバリエードが開
放されると、盗難、火災な
どの様々な災害のおそれが
ある。現に当町で特定帰復
興再生拠点区域の避難指示
解除前、規制緩和を行った

際に盗難などの被害が多く
あった。また、帰還困難区
域の一部地域においては空
間線量が15マイクロシーベ
ルト/毎時もあり、とても
個人で管理できる線量では
なく非常に危険だと思っ
て、いかがか。

今回の14次提言での自由
立入りについては、まだ国
で認めているわけではない
ため帰還困難区域の自由立
入りに関しては安全を担保
するよう求めていく。防犯
については、加速化本部事
務局にすでに申し入れてい
る。放射線問題、動物と遭
遇するなどして危険に遭う
可能性があることも強く申
し入れていく。一番の心配
はなし崩しの帰還困難区

町長答弁

国は期限を意識している
のかもしれないが、納得で
きる状況でなければ特定帰
還居住区域の認定を受ける
考えはない。

再々質問

町長には国に対して帰還
困難区域の住民の話聞き
丁寧に協議するよう働きか
けをしていただきたい。

町長答弁

町長には国に対して帰還
困難区域の住民の話聞き
丁寧に協議するよう働きか
けをしていただきたい。

帰還困難区域のバリエードが開放され活動が自由化
されると様々な弊害があると思うが

答

問

まだ国からの説明はないが、安全を担保するよう
求めていく

議会の定例会は年4回(3月、6月、9月、12月)開催されます。

傍聴もできますのでお気軽にお越しください。

9月定例会の日程は、ホームページでお知らせいたします。

【お問い合わせ先】 議会事務局 ☎0240-33-0309

議会報編集委員会

福島県町村議会広報研修会

7月1日、郡山市のビッグパレットふく
しまにおいて、福島県町村議会広報研修
会が行われ、議会報編集委員が参加しま
した。

参加した委員は、「戦略的広報と議会報
づくりの型」について、理解を深めました。



動画でも視聴可能です。

令和 9 年度開所に向けて整備を進めている駅西地区の複合的福祉サービス拠点は、専門性が高い領域ということもあり、専門性のある外部機関との連携により、施設の具体化を進めている。また、保健・福祉・医療など関係者に

町長答弁

令和 6 年第 2 回議会定例会において、「双葉町内の住民福祉と地域コミュニティの現状と今後について」という産業厚生常任委員会の調査報告の中で、4 つの提案を行っているが、これらの提案に対してこれまで取り組んでいることがあるか伺う。

質問

●町内のコミュニティづくりについて



山根 辰洋 議員

答

問

産業厚生常任委員会が行った住民福祉と地域コミュニティに関する 4 つの提案についての取組について伺う

複合的福祉サービス拠点の整備にあたり社会福祉協議会からの助言をいただくなど、様々な取組を行っている

再質問

よる地域包括ケア会議を毎月開き、支援対象者の情報共有と必要な支援の実施、さらに介護予防教室の開催を通じて町民同士のつながりづくりを取り組んでいる。自治会支援では町内外 5 団体に補助金を交付し、ニーズ把握にも努めている。昨年は町職員と住民が協力し、駅周辺の除草活動を行い、こうした活動が町民との協働まちづくりの一助と捉えている。

町長答弁

住民協働は、行政と住民がともに町の発展を目指すものであり、双葉町は全国の他自治体とは異なり、避難指示の解除を経て帰還が進む段階にある。帰還者や移住者との協力関係の構築が重要であり、そのような機運を醸成していくことが大切だと考えている。復興支援員については、町のまちづくり会社と連携し、イベント等の機を捉えてアンケートを通じてニーズ把握に努めている。時代背景に合わせた柔軟な役割の検討をしていきたい。

再々質問

双葉町がかつて持っていた自治の仕組みや文化を、新た

町長答弁

に移住された方に伝えていくことも大切だと思う。たとえば、区長経験者との交流会のような場があると良いのではないかと。また、復興支援員の人材もテーマ別に再編していくことで、効果的な支援につながるかと考えるが、考えを伺う。

<山根議員のその他の質問 (概要)>

●児童福祉施策について

質問：令和 10 年の学校再開に向け、核家族化に伴う見守りや療育支援、放課後デイサービスの充実が必要ではないか。

町長答弁：課題は認識しており、支援学校や地域機関と連携し、町に適した体制整備を進める。

再質問：町外の子育て世帯の状況や課題をどの程度把握しているか。

町長答弁：双葉地方地域自立支援協議会との連携というのが大切になると考えている。

再々質問：民間団体の調査があるが参考にできるのではないか。

町長答弁：民間の意見も参考にし、柔軟で実効性ある児童福祉施策を検討していく。



動画でも視聴可能です。



小川 貴永 議員

●原子力損害賠償について
質 問

原子力損害賠償に関する訴訟を行い、判決が確定し賠償金が支払われる場合、遅延損害金が増加される。

現在、原子力損害の判定等に関する中間指針第5次追補での損害賠償手続が行われているが、発災から長い期間が経過しているため、遅延損害金に相当する金額が上乗せされるべきだと考えるが、町としてどのように考えているのか伺う。

町長答弁

原子力損害賠償の遅延損害金については、一般的には原告のみに適用される考え方であり、すべての対象者に水平

展開できるか否かは大変難しいと認識している。一方で、確定判決を受け、中間指針第5次追補を上回る賠償については、東京電力に対し町民への水平展開を求めていく旨を、申し上げてきたところである。

遅延損害金に相当する金額の上乗せについては、関係法律の解釈運用上の妥協性や相当地性、実効性などの有無を専門家などの意見を聞きながら、慎重に検討する必要があると考えている。

再質問

避難指示区域に応じた金額ですが、帰還困難区域が150万円、居住制限地域が280万円、緊急時避難準備区域112万円というのが裁判所

の和解案の基本の金額で、これに対して遅延損害金が年間5%、現在14年と6カ月分遅延損害金が増加されているので、単純に遅延損害金が増加されると175%、大体倍になると予想される。中間指針を超える賠償を命じる判決というのも出ており、ふるさと喪失慰謝料が認められる例も出ているので、要求できないか伺う。

町長答弁

単純に被災をして、賠償の取組があったときにもらうべきものが十数年経ってしまったという指摘かと思う。顧問弁護士等、専門家の意見を聞きながら対応の検討が可能であるならば、町としてもその取り組みについて考えていく。

中間指針第5次追補での損害賠償も、遅延損害金に相当する金額が上乗せされるべきではないか

遅延損害金は原告のみに適用される考え方であり、慎重に検討する必要があると考える

議員発議

令和7年第3回議会定例会において陳情の採択を受け、山根議員より下記のとおり意見書(案)が提出され、全会一致で可決し関係機関に意見書を送付しました。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から14年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和7年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、5億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援(スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む)、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定されました。その中で令和3年度から令和7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置づけ、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取り組みが進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和6年4月1日時点で約3千人(自主避難を除く。)もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています(福島県こども・青少年政策課公表)。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添った「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和8年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について強く要望します。

- 1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和8年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月11日

復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 宛

福島県双葉町議会



動画でも視聴可能です。

議会のこゝろ

6 月

- 5 日 福島県町村議会議長会定期総会
- 6 日 議会全員協議会
- 8 日 富岡町合併 70 周年記念式典
- 10 日～11 日 令和 7 年第 2 回議会定例会

7 月

- 1 日 福島県町村議会広報研修会
- 2 日～3 日 加須市議会行政視察
- 2 日 全員協議会
- 5 日 双葉郡スポーツ交流大会
- 7 日 中野地区復興産業拠点企業立地協定締結式
- 13 日 イオン双葉店開店記念植樹
- 15 日 全国原子力発電所立地市町村議会議長会定期総会
- 22 日 総務教育常任委員会
- 24 日 広野町町政施行 85 周年記念式典

8 月

- 1 日 公設商業施設イオン双葉店 オープニングセレモニー
- 一般県道井手長塚線 長塚跨線橋開通式
- 3 日 第 9 回福島第一廃炉国際フォーラム
- 5 日～6 日 双葉地方町村会・議会議長会 合同要望活動
- 7 日 双葉町・大熊町合同要望活動
- 8 日 常磐自動車道・東北中央自動車道・東北横断自動車道いわき新潟線建設促進既成同盟会合同大会・要望活動
- 17 日 子どもかき氷屋さん
- 18 日 双葉地方広域市町村圏組合議会 保健衛生常任委員会
- 19 日 町村議会止副議長・事務局長研修会
- 20 日 双葉地方広域市町村圏組合議会 消防厚生常任委員会
- 21 日 双葉地方広域市町村圏組合議会 総務常任委員会
- 21 日 双葉地方町村議会議長会議会運営委員会
- 令和 7 年第 3 回議会臨時会
- 議会全員協議会
- 表彰審査会
- 28 日 議会運営委員会
- 29 日 議会全員協議会
- 双葉地方広域市町村圏組合議会 定例会

加須市議会行政視察

友好都市盟約を締結している埼玉県加須市議会の皆さんが、7月2日に来町され、3日までの2日間、行政視察研修が行われました。福島第一原子力発電所、えきにし住宅、東日本大震災・原子力災害伝承館などを視察されたほか、双葉町役場では伊澤町長が双葉町の現状について説明し、加須市議会議員の皆さんと意見交換を行いました。



編集後記

今号の議会だよりふたばをお読みいただき、誠にありがとうございます。東日本大震災からの復興とともに歩んできた私たちの双葉町は、今、新たなまちづくりの段階を迎えています。町民の皆様の声に耳を傾け、その思いを町政に反映させることが、私たち議会の使命です。

今号では、各議員による一般質問や議案審議の内容、そして町政の課題や取り組みについて、できるだけ分かりやすくお伝えすることを心がけました。議会の活動を通じて町の「今」と「これから」を身近に感じていただければ幸いです。

今後とも、忌憚のない意見やご要望をお寄せください。

最後になりますが、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

【編集委員会】

- 委員長 作本 信一
- 副委員長 渡部 昭洋
- 委員 山根 辰洋
- 委員 小川 貴永

議会だよりへのご意見・ご感想をお寄せください。

双葉町議会事務局

電話：0240-33-0309
FAX：0240-33-0310
メールアドレス：
gikai@town.futaba.fukushima.jp